

最近の EU の雇用情勢と雇用対策

田中 信世 *Nobuyo Tanaka*

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

EU の雇用情勢は金融危機に伴う景気後退を受けて悪化を続けており、失業率は10年までにユーロ圏で11.5%、EU で10.9%に達するものと予測されている。こうした景気後退に伴う雇用情勢の悪化に対処するとともに、長期的に労働市場を今後の環境政策などに対応させるため、欧州委員会は2009年6月、「コミットメントの共有」と題する政策文書を作成し、雇用問題解決のための3つの優先課題とアクションプランを提案した。欧州委員会の提案の一部はすでに加盟国で実施されているものもあるが、雇用情勢の悪化を食い止めるまでには至っていない。欧州委員会の提案は、欧州委員会、加盟国、社会的パートナーなど関係者が雇用問題に協力して取り組むことやEU資金利用の迅速化などで一定の効果をもたらすことが期待されるが、効果を生むまでには時間がかかるものと予想される。同提案が雇用問題解決の即効薬となるかは疑問である。

<景気回復は11年にずれ込む>

I はじめに

EU 経済は、2008年9月中旬のリーマン・ショック以降高まった金融危機によって深刻な景気後退が続い

ている。

09年3月に欧州委員会が発表した春季経済予測によれば、GDP成長率はEU、ユーロ圏ともに、09年にマイナス4.0%、10年に同0.1%と1月時点の中間経済予測から大幅に下方修正された。国際通貨基金（IMF）

や経済協力開発機構（OECD）などの予測では、米国や日本のGDP成長率が10年にはプラスに転じると予測されているのに対して、EUの場合、10年もわずかながらマイナス成長が続くと予測されており、景気後退からの脱出が長引く見通しである。

表1 EUの経済成長指標（項目別内訳）

（単位；前年比増減、％）

	2007							2009春季予測		
	金額 (10億 ユーロ)	GDP比 (%)	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
民間消費	7,074.2	57.3	1.7	2.1	2.0	2.3	2.2	0.9	-1.5	-0.4
公共消費	2,515.5	20.4	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	2.2	1.9	1.7
総国内資本 形成	2,626.6	21.3	1.3	3.0	3.6	6.2	5.4	0.1	-10.5	-2.9
在庫変化 (GDP比)	62.8	0.5	0.1	0.3	0.1	0.1	0.3	0.4	0.0	0.2
財・サービス 輸出	4,978.0	40.3	1.9	7.5	5.9	9.2	5.0	1.6	-12.6	-0.2
最終需要	17,257.0	139.8	1.9	3.8	3.1	4.9	3.8	1.1	-6.0	-0.3
財・サービス 輸入	4,913.3	39.8	3.4	7.6	6.2	9.2	5.2	1.5	-11.0	-0.9
GDP	12,343.7	100	1.3	2.5	2.0	3.1	2.9	0.9	-4.0	-0.1

（出所）欧州委員会、Economic Forecast Spring 2009

ユーロ圏と EU の GDP は 09 年第 1 四半期に 2% 落ち込み、09 年の残りの期間もその程度は小さくなるものの、収縮を続けるものと予測される。通年では GDP は両地域ともに、4% 減少するものと予測される。景気対策の効果の浸透、金融緩和の効果、世界の需要の漸進的な回復を反映して、経済は 2010 年には上向きに転じるが、10 年末までは成長は極めて抑制されたものとなると予測される。

このように EU 経済は依然として深刻な状況にあり、回復は米国や日本と比べて遅れることが予測されているが、欧州委員会では、そうした中であって、①政策金利の引き下げや金融市場への大規模な流動性の注入を反映して、名目の短期金利が下がってきたこと、②企業が以前と比べて、市場で資本を調達することがより容易になったと感じるようになってきたことなど、金融市場で明るい兆候も出てきていると指摘している。また、EU の製造・サービス調査や購買担当者指数 (PMI)、ドイツ 6 大経済研究所の IFO 経済研究所や ZEW (Zentrum fuer Europaeische Wirtschaftsforschung = 欧州経済研究

所) の景況指標など、EU の代表的な景気先行指標が最近上向きに転じたか、少なくとも落ち込みがストップしていることも、今後の経済状況が改善に向うことを期待する企業の数が増えてきていることを示している。

このように、経済回復への期待が高まっている中であって、最近一段と深刻度が増してきているのが雇用問題である。労働市場の動向は通常、景気循環サイクルから一定のタイムラグを伴った動きを示し、労働市場の悪化は景気が回復した後も続くことが予想されることから、雇用対策は EU が当面抱える大きな課題になりつつある。以下、EU の最近の雇用情勢を概観するとともに、EU がどのような雇用対策を取ろうとしているのかについて見てみよう。

II EU の雇用情勢

EU の労働市場は 2006 年と 07 年においては堅調であった。ユーロ圏と EU の雇用者数は年に約 1.5% 増加し、失業率は低下し、就業率は高まった。しかし、08 年には経済活動が

停滞し始めたため、企業は、自社が生産する製品の需要の減退が続くことを見越して、従業員を減らし始めた。このため、08年の雇用の増加率は0.7%に鈍化した。

産業部門別にみると、まず建設部門の雇用が、07年のピークから08年に入って減少に転じた。建設以外の産業部門でも雇用は、08年第4四半期までに急激な減少に転じ、サービス部門も停滞に陥った。

加盟国別に見ると、08年には、雇用情勢はほとんどの加盟国で悪化した。08年上半期においては、多くの加盟国で労働市場の状況はまだ堅調であったが、スペインとアイルランドでは、建設部門の大幅な落ち込みにより失業率が急増し始めた。さらに、08年下半期においては、特にラトビア、リトアニア、エストニアで失業率が大幅に増加し、失業者の増加ペースは年末に向けて高まっていた。

雇用情勢の悪化は、09年に入っても続いた。欧州委員会のビジネス調査によれば、雇用は09年にユーロ圏とEUの両方で悪化を続けることが予測されている。ユーロ圏における

PMI（購買担当者指数）の雇用期待指数も低下した。

さらに欧州委員会は09年春季経済予測で、失業率は09年と10年にユーロ圏、EUの両方で大幅に増加するものと予測し10年までに、ユーロ圏で11.5%、EUで10.9%に達するものと予測している。また、EUにおける失業者数は08年から10年の間に約950万人増加するものと予測している。

＜リスボン戦略の目標達成は絶望的＞

EUの雇用者数は08年と10年の間に850万人減少し、同期間に創出された600万人の雇用を上回った。

企業が生産する製品に対する需要は08年を通じて減退し始めたが、企業は雇用調整に伴う費用増大を回避するために従業員数の削減を当初は渋っていた。この余剰労働者の抱え込みは08年を通じての労働生産性の低下をもたらした。このため、企業は需要見通しの悪化の下で企業内の余剰人員の削減に踏み切った。この余剰人員の削減は09年を通じて雇用の大幅な減少をもたらすことが

予測されている。

09年と10年における雇用の減少はほとんどの加盟国で見られるものと予測されているが、最大の雇用の減少は、08年下半期にすでに雇用が大幅に悪化していたスペイン、アイルランド、ラトビア、リトアニア、およびエストニアにおいて起こるものと予測されている。これらの加盟国においてはGDPのマイナス成長もEU諸国の中では最も大幅となっている。

欧州委員会の09年春季経済予測では、ユーロ圏とEUの雇用率は08年に約66%、そして10年には約63.5%に低下すると予測しており、リスボン戦略^(注1)で設定された10年までに70%の雇用率達成という目標は絶望的になってきている。このため、EUは今後、リスボン戦略の見直しを余儀なくされ、新たな目標設定を迫られることになるものとみられる。

<09年5月の失業率は8.9%>

ちなみに、EU統計局(Eurostat)が09年7月に発表した、EU27カ国の5月の失業率(季節調整済み)は、

前月から0.2ポイント上昇して8.9%となった。前年同月比では、2.1ポイントの上昇で、05年6月以来の高水準である。ユーロ圏16カ国の失業率は9.5%で、99年5月以来10年ぶりの高水準となった。ユーロ圏の失業者数は全体で1,501万3,000人と1,500万人を突破した。

国別にみると、失業率は前年同月比で、23カ国すべてで上昇したが、特にエストニア(11.7ポイント増)、ラトビア(10.2ポイント増)、リトアニア(9.6ポイント増)のバルト3国の上昇幅の拡大が際立っている。

ユーロ圏では、スペインの失業率が不動産不況を反映して、前年同月比8.2ポイント上昇してEUで最も高い18.7%を記録した。アイルランドは前年同月比で、6.2ポイント上昇してバルト3国、スペインに次いで高い11.7%となった。

III EUの雇用対策

こうした雇用情勢の悪化への対応はEUが取り組むべき緊急の課題としてクローズアップされてきた。このため欧州委員会では、当面の雇用情勢

の悪化を食い止めるとともに、長期的には地球温暖化対策や技術革新への対応など、今後の環境変化に対応した労働市場の構造改革を推進することが重要であるとして、2009年6月、EUとしてとるべき方策をまとめた政策文書「雇用に対するコミットメントの共有」を作成、欧州議会、欧州理事会などに向けて発出した。

現在の雇用情勢に対して欧州委員

会ではどのような取り組みを考えているのか、以下に、同政策文書の概要を紹介しよう。

同文書の中で、欧州委員会は、経済不振によって悪化を続ける労働市場に対して、追加的な行動（アクション）が必要であるとして、雇用回復のためにEUと加盟国がとるべき3つの優先課題と具体的なアクションを提言している。

表2 ユーロ圏およびEUにおける労働市場の見通し

(単位；前年比増減率、%)

	ユーロ圏				EU			
	2007	2008	2009	2010	2007	2008	2009	2010
生産年齢人口 (15～64歳)	0.5	0.4	0.2	0.1	0.4	0.3	0.2	0.1
労働力	0.8	1.0	0.2	0.2	0.7	1.0	0.2	0.2
雇用者	1.7	0.7	-2.6	-1.5	1.7	0.7	-2.6	-1.4
雇用の変化 (100万人)	2.7	1.3	-3.5	-2.2	4.0	1.9	-5.5	-3.1
失業者数 (100万人)	11.7	11.8	15.6	18.1	16.9	16.8	22.7	26.3
失業率(a)	7.5	7.5	9.9	11.5	7.1	7.0	9.4	10.9
労働生産性、 全産業	1.0	0.1	-1.4	1.5	1.6	0.7	-1.3	1.4
雇用率(b)	65.7	66.1	64.4	63.4	65.4	65.9	64.2	63.2

注；(a) 労働力に占める比率、(b) 生産年齢人口に占める比率。

(出所) 表1と同じ

表3 EUおよび加盟国の失業率

(単位：%、ポイント)

	08年5月	09年4月	09年5月	前月比	前年同月比
EU27カ国	6.8	8.7	8.9	0.2	2.1
ユーロ圏16カ国	7.4	9.3	9.5	0.2	2.1
ベルギー	6.6	8.2	8.2	0.0	1.6
ドイツ	7.4	7.7	7.7	0.0	0.3
アイルランド	5.5	11.1	11.7	0.6	6.2
ギリシャ	8.5	8.7**	n.a.	—	—
スペイン	10.5	18.0	18.7	0.7	8.2
フランス	7.6	9.1	9.3	0.2	1.7
イタリア	6.8	7.4**	n.a.	—	—
キプロス	3.5	5.1	5.3	0.2	1.8
ルクセンブルク	4.8	6.3	6.4	0.1	1.6
マルタ	6.0	7.0	7.1	0.1	1.6
オランダ	2.8	3.2	3.2	0.0	0.4
オーストリア	3.6	4.3	4.3	0.0	0.7
ポルトガル	7.6	9.3	9.3	0.0	1.7
スロベニア	4.4	5.7	5.9	0.2	1.5
スロバキア	9.7	10.8	11.1	0.3	1.4
フィンランド	6.3	7.9	8.1	0.2	1.8
ブルガリア	5.8	6.5	6.5	0.0	0.7
チェコ	4.3	6.0	6.1	0.1	1.8
デンマーク	3.1	5.5	5.7	0.2	2.6
エストニア	3.9	14.0	15.6	1.6	11.7
ラトビア	6.1	15.3	16.3	1.0	10.2
リトアニア	4.7	12.9	14.3	1.4	9.6
ハンガリー	7.7	10.0	10.2	0.2	2.5
ポーランド	7.2	8.1	8.1	0.0	0.9
ルーマニア	5.7	6.2**	n.a.	—	—
スウェーデン	5.6	8.5	8.9	0.4	3.3
英国	5.3	7.2*	n.a.	—	—

注；n.a.=不詳、—は算出不能、スウェーデンは暫定値、**は09年第1四半期の数字、

*は09年3月の数字

(出所) Eurostat

1. 3つの優先課題

欧州委員会ではEUとして雇用問題に取り組む際の優先課題として、①雇用の維持、職場の創設、労働移動の促進、②スキルの向上と労働市場のニーズとのマッチング、③労働市場へのアクセスの促進、の3つを掲げている。

1) 雇用の維持、職場の創設、労働移動の促進

加盟国がこれまでに行ってきた、一時的な時短による労働調整は、特に所得の喪失や職業訓練に対する金融支援を伴っている場合には、雇用を維持するうえで有効であった。これらの労働調整は企業の解雇や再雇用コストの節約を可能にし、企業の人的資本の損失を防ぐとともに、労働者の雇用を維持することに貢献してきた。

しかし、欧州委員会では、こうした時短による一時的な労働調整にとどまらず、今後、雇用を新たに創出するためには、企業家精神、技術革新、自営業などの育成や需要サイドに焦点を当てた強力な政策が必要になるとしている。欧州委員会では、

現在の危機の下においてさえ、労働スキルの供給と労働市場の需要のミスマッチのために、欧州全体で、多くの労働者が職を得られない状態が続いているとし、こうした状況を解消するため、失業者に対して、居住国での失業手当に対する権利を失うことなく、外国で職場を探す機会を与えられるべきであるとしている。これは現時点でも行われているが、一般的に、短期間(3カ月)に制限されている。見習い労働者を含む労働者の加盟国間の移動も、加盟国によって受け入れ状況が大きく異なっており、市民に移動の可能性についての知識も不足しているために、現在は極めて限られている。こうした状況を改善するため、欧州委員会では、次のようなアクションをとることを提案している。

短期的な労働調整の有効活用

一雇用を維持し、短期的な労働および職業訓練の効果を最大化するために、欧州社会基金(European Social Fund=ESF)の支援により、加盟国が効果的なスキームを開発する。

構造改革の推進

- 一 EU の広域的な課題に産業部門を適応させ、構造改革プロセスを進めるため、使用者団体や労働組合（以下「社会的パートナー」と表示）は、アクションプランをつくり、加盟国政府との間で負担を分担する協定を締結すべきである。
- 一同様に、社会的パートナーや各国政府は、過剰に直面している労働者が職業訓練を通じて新たな職場を見つけることができるようにするために、協定を締結すべきである。

雇用の創出

- 一 加盟国は、課税を含む非賃金労働コストの持続的な削減、研究やインフラストラクチャーへの投資、行政手続きに対する負担軽減、効率的な規則の導入などを通じて企業家精神の発揮のための好ましい環境を創造すべきである。
- 一 加盟国は社会的パートナーとともに、例えば、ビジネストレーニングを行ったり、創業資本を提供することによって、失業者やビジネスを立ち上げた若い人を支援すべきである。

労働移動の促進

- 一 欧州委員会は、EU の求職ポータル“EURES”をベースに、EU 域内の労働移動についての大規模な情報キャンペーンを始める予定である。また、欧州委員会は 09 年末までに、新たな「マッチングと地図」オンラインサービスを立ち上げ、欧州全域にわたって、人的資源と利用可能な求人のマッチングを図るため、職業や職業教育機会についての情報を提供する予定である。
- 一 加盟国は、他の加盟国で職を探している失業者の失業手当に関する権利の有効期間を 6 カ月に延長すべきである。

2) スキルの向上と労働市場のニーズとのマッチング

あらゆるレベルでのスキルの引き上げに対するコミットメントの共有は金融危機の雇用への短期的な影響に対処するためにも、低炭素経済、競争力のある経済、知識ベースの経済といった長期的な課題に対応するためにも、極めて重要である。

経済回復の機会をつかみ、また技

術革新を促進するためには、現在および将来のスキルのニーズを把握することが極めて重要である。一部の加盟国においてはすでに、産業部門レベルでの雇用とスキルに関する評議会が始動している。そして大学と産業界の間では、カリキュラムの開発、企業家精神の改善、知識移転の改善を狙いとしたいいくつかの連携が生まれている。

現在、若い人々は、労働市場のニーズに応えるために、現場実習、実務と結びついた職業訓練といった形での支援を求めており、将来の就職のために必要な資格を取得するための更なる勉強に対するアクセスを求めている。欧州委員会では、こうした課題に対しては、次のような方法で支援が可能であるとしている。すなわち、①企業や公的部門での徒弟制度の維持と発展、②研修移動の機会を増やす、③早期退学者や不十分な職業資格しか持たない若い人々の数を減らす、などである。

以上のような背景から、欧州委員会では、この分野でとるべきアクションとして次のような点を挙げている。

スキルの向上と生涯教育の強化

— 欧州委員会は「新しい職場のための新しいスキル」アジェンダを立ち上げる予定である。このアジェンダにより、①低炭素経済のためのスキルを含む新たなスキルの必要性についての産業部門別分析、②中小企業のための職業訓練ガイドラインの作成・普及、③EU レベルで、産業界、社会的パートナーおよび行政機関が参加した部門別のスキル評議会の設立の可能性についての調査、などを行う。

— 加盟国は、将来必要とされるスキルを予測する能力を緊急に高めるために、また、経済危機によって最も大きな影響を受けた産業部門におけるスキルの需要と供給をよりよくマッチさせるために、ESF (European Social Fund=欧州社会基金)の資金を活用すべきである。また、加盟国は、教育と職業訓練の質とアクセスの改善を継続すべきである。

— 加盟国は、欧州資格フレームワーク (European Qualifications Framework) とリンクした形で国家資格フレームワークをさらに発

展させ、実施すべきである。特に、保健や長期ケアサービスといった高い雇用潜在力を持つ部門における非公式な学習を通じて取得されたスキルの認証のためのスキームを強化すべきである。

- 一 欧州委員会は、加盟国とともに、教育と職業訓練のための新戦略フレームワークの枠内で、生涯学習の効率性を高める予定である。EUは最近、2020年までに、労働者の15%が生涯学習に参加し、30~34歳の年齢層の人々の40%が大学教育を終了するという目標について合意した。こうした目標に向けた労働者のスキル向上のプロセスを速めるために、加盟国は、欧州の目標に対応する国家目標を、自国のニーズも考慮に入れて策定する必要がある。

若年層に対する支援

- 一 2010年までに少なくとも500万人の若者が質の高い見習い生として登録できるようにする。企業も、学生の雇用適応力を高めるために、研修生の受け入れ枠を提供する。
- 一 多くの加盟国では、学校の中途退学者を最大で10%におさえると

いうEUのベンチマークから遠くかけ離れていることから、中途退学者を減らす戦略を緊急に策定し、より多くの若者が高等学校レベルの水準の学校を卒業できるようにする必要がある。これには、次のような措置が含まれる。①若者の在学期間をより長くする（中途退学の防止）、②最低学校卒業年次の引き上げ、③学校出席特別手当（school attendance allowance）の支給、④学校や職業教育機関における弾力的で代替的な教育課程の実施、などである。

- 一 若年層の失業に対するEUの目標「新たな出発」(New Start)を強化する。具体的には、①職業訓練や労働のチャンスが早期に得られるようにする、②15~19歳の年齢層の若者が失業した場合には遅くとも1ヵ月以内に、20~24歳の若者が失業した場合には遅くとも2ヵ月以内に再就職（職業訓練を含む）できるようにする、③職業訓練を実施したり、中途退学者を支援するための、若者向けの支援組織をつくる。

3) 労働市場へのアクセスの促進

経済危機が社会に与える影響を小さくするためには、より多くの人々、特に女性、高齢の労働者、およびその他の差別に直面している人々の長期的な失業や無職の状態を解消し、労働市場につなぎとめることが重要である。

経済危機の発生に伴ってほとんどの加盟国がすでに実施している最低所得保証スキームは、社会の安定のために重要な役割を演じているが、特に失業手当の支給率が低かったり、支給期間が短い国においては、失業者の購買力を維持するために、さらに強化されるべきであろう。

この分野では、雇用に対するアクセスを改善するためのアクションが緊急に必要であり、企業の雇用コストの削減や、特に未熟練労働者のための職場を創設することも緊急に必要である。そのほか、勤労意欲阻害要因の除去、給与を労働に見合ったものにするための課税や諸手当の見直し、失業者が自分の事業を立ち上げるためのインセンティブの創設（例えば、企業家トレーニングやマイクロクレジット）、などの措置が必

要となる。

また、経済危機に伴って、他国で働いていた移民労働者のUターンに現在直面している国の場合には、帰国労働者の労働市場への迅速な統合も進めるべきであろう。女性の場合、男性と比べて、不安定な雇用関係にあるか労働市場から排除されていることが多いので、性差別をなくする方策が強化されるべきであろう。

以上のような背景から、欧州委員会は、労働市場に対するアクセスの改善を図るためのアクションとして、次のような項目を掲げている。

労働市場へのアクセスの提供と活性化

—加盟国は、国家雇用システムや労働市場政策の効率性を改善し、創業などに対するインセンティブを提供するために、ESF 資金を有効活用する。

—EU は「New Start」プログラムを強化し、成人失業者が公的雇用サービス機関に登録した後、少なくとも3カ月以内に新たな職場や、追加職業訓練、企業研修あるいはその他の雇用促進措置を受けられるようにする。

- 一企業の非給与コストを削減することにより、長期失業者の復職の支援をする。例えば、長期失業者を雇用した場合、社会保険料の支払いを6カ月間免除し、6カ月超の期間については低減徴収率を適用するなど。
- 一社会的弱者グループや高齢の労働者の雇用を促進するために、社会的弱者に焦点を当てた就業ベネフィット (in-work benefit) や求人インセンティブを設ける一方、早期退職スキームを見直す。
- 一未熟練労働者に対する需要を促進し就業を刺激する。例えば、税制上の優遇措置や、家計やケアサービスに対するサービス券といったその他のインセンティブの導入。
- 一大量の求職者の集中をさばく能力を高めるために、公的雇用サービス機関と民間雇用サービス機関の協力や経験の交換を強化する。

2. 共同体資金の有効活用

欧州経済回復計画が採択されて以降、EU は、経済危機の影響を緩和するために、ESF の役割を強化する

ための数多くの法改正を行ってきた。

その結果、ESF へのアクセスや ESF 資金の利用手続きは簡素化されてきた。これまで ESF 資金は、9～10 年間に分けて利用されてきたが、経済危機に対応するためには、資金の緊急の動員が必要となっている。このため欧州委員会は、EU の財政支出見通しの枠内で ESF のために、09～10 年だけで約 190 億ユーロの資金を集中して利用できるようにする予定である。

欧州委員会は、共同体の国家支援規則に基づいて、ESF 資金を加盟国に迅速に移転することによって加盟国を積極的に支援するとしている。すなわち、欧州委員会は加盟国から ESF プログラムの承認が要請されたときは、承認手続き期間を1ヵ月以内に短縮する予定である。欧州委員会はまた、加盟国の国庫に振り込まれた ESP 資金が ESP プログラムの受益者に迅速に行き渡るようにするために、加盟国が支出を加速したり、国家資金システムにおけるボトルネックを排除するよう加盟国に要請している。また、欧州委員会は加盟国に対して、緊急経済対策への ESF 資

金の支出効果を高めるために、欧州投資銀行（European Investment Bank = EIB）の融資を並行して活用することを求めている。

また、欧州委員会では、後進地域の社会的パートナーが実施するキャパシティビルディングのためにESFの枠内で、12億ユーロを確保しており、社会的パートナーは、加盟国と協力してこの制度をフル活用すべきであるとしている。

以上のESF資金のほか、欧州国際化調整基金（Globalisation adjustment Fund = EGF）による支援の対象範囲も拡大されてきており、現在では各種の雇用対策に活用することが可能になっている。例えば、経済危機により事業閉鎖に追い込まれた、従業員500人以上の企業が支援対象に含まれるようになっており、適用基準も簡素化されている。

<資金提供の迅速化>

欧州委員会では、資金提供のための次の2つ措置が加盟国の景気回復対策（雇用対策を含む）を大幅に助けることになることを期待している。

・緊急の経済対策の実施を支援する

ために、欧州委員会は、09年と10年の間は共同資金負担を行わないという選択肢を加盟国に与えるために、近く、構造基金規則の修正を提案する予定である。

このEUの先行支出オプションは、プロジェクトの実施を加速するとともに、特にESF共同資金負担金が雇用関連支出全体のかなりの比率を占める加盟国の財政的な制約を緩和することになるとみられる。

- ・失業者に対して新たなチャンスを提供し、欧州で最も不利益を被っているグループ（若年層を含む）に対して企業家への道を開くために、欧州委員会は近く、マイクロ企業の設立を促し社会的経済（social economy）を発展させるために、雇用のためのEUマイクロファイナンスシステム（EU microfinance facility for employment）を提案する予定である。この新しいシステムの資金はEUの現行予算から1億ユーロを再配分することにより手当とする予定であるが、欧州委員会では、欧州投資銀行（EIB）など国際金融機関との共

同イニシアティブの形をとることによって5億ユーロ以上のレベレッジ効果をもたらすことか可能としている。この新しいシステムは、資金調達の困難に直面している企業家に対して金融支援の範囲を広げることを狙いとしている。マイクロ企業の創業者はまた、ESFによる金利補助に加えて、助言、職業訓練、指導、能力構築の面でも支援を受けることも可能になる。

以上が、欧州委員会が作成した政策文書「コミットメントの共有」の概要であるが、欧州委員会では、同文書を締めくくる結論として、欧州理事会に対して、次の点を要請している。

- ・欧州理事会は、雇用についてのEUの共有されたコミットメントとして、政策文書の中で述べられたこれら3つの優先課題について合意する。
- ・欧州理事会は、各優先課題の中で提案されたアクションの、加盟国、欧州委員会、および社会的パートナーによる実施の過程を支持する。
- ・欧州理事会は、経済危機に対応し

て共同体の資金をより有効に活用するという欧州委員会の提案を支持する。

- ・欧州委員会は、加盟国と社会的パートナーの協力のもとで、EUの「コミットメントの共有」の実施をモニターし、達成された進展についての報告を10年春の欧州理事会で行う。

IV まとめ

以上のような欧州委員会の提案は、特に2008年に雇用問題が深刻化して以降、個々の加盟国でも多かれ少なかれ何らかの形で実施しているものも多い。

各国の雇用政策の取り組みをみると、その手法は、時短・帰休制度に伴う賃金補てんと、企業の労働コストへの支援・補てんに大別される。例えば、ドイツ、オーストリアなどは、操業短縮労働者への助成金制度で時短制度の活用促進を図っている。また、ハンガリーは、従業員の給与保障に直接助成金を提供している（提供を受けた企業は、助成金受給期間の2倍の期間にわたって雇用を

継続することが義務付けられる)。

一方、企業向け支援としては、例えばスウェーデンでは、雇用主負担税を政府が負担することで企業側の雇用維持のインセンティブを高めている。

そのほか、効果的なセキュリティネットワークの構築が、社会不安を取り除く上で果たす役割は大きく、中でも職業訓練制度は、再就職支援としての効果に加え、雇用のミスマッチングの是正の効果も指摘されていることから、スウェーデンでは、早くからこの分野に力を入れており、フランスも若年層の職能向上による就業率向上を図っている。

しかし、こうした時短・帰休制度に伴う賃金補てんなどの政策は、いずれも財政支出を伴うものだけに、一時的な措置として位置付けられており、財政的な理由から賃金補填が打ち切られた場合、失業を一気に増やすことが懸念されている。また仮にこうした政策を長く続けた場合には、企業が企業内に余剰労働力を抱えることによる生産性の低下が顕在化することが指摘されており、長期的な競争力の維持と言う点でも問題

が大きい。

一方、デンマークが実施している「フレキシキュリティ」^(注2)は、雇用の柔軟性(flexibility)と寛大な失業保険を通じた安全性(security)、さらには積極的な就職支援プログラムと生涯教育を組み合わせた効果的で効率的な制度として高い評価を受け、雇用創出とワーキングプア防止の双方を両立させるEUの雇用政策のモデルとして、06年から08年にかけて多くの国の雇用政策にも取り入れられてきた。

しかし、福祉支出の増大で、デンマークなどでは、フレキシキュリティ見直しの議論が始まっており、失業保険の支給期間を4年から2年に大幅に短縮し、失業給付業務を国から地方自治体へ移管するなどの見直しが進められている。

いずれにしても、第Ⅲ節で見た雇用政策に対する欧州委員会の提案は、欧州委員会、加盟国、社会的パートナーなどの利害関係者がコミットメントを共有して進めようとしている点、EU資金の利用を迅速化するとともに、加盟国の負担を軽減しようとしている点などで、一定の効果を

挙げることが期待されているが、提案されたアクションがどの程度即効的な効果を挙げられるかについては、疑問が残る。その意味で、労働市場の構造改革といった長期的な課題への取り組みはともかくとして、経済危機に伴う失業の増大といった短期的な雇用問題の解決の最大の良薬は景気の回復ということになるのかもしれない。

注1) リスボン戦略は2000年3月の欧州理事会で採択されたもので、「EUの社会モデルを維持、改善しながら、10年までに世界で最もダイナミックで競争力の高い知識基盤を持つ経済にする」という取り組み。この戦略は

05年3月の欧州理事会で見直され、「経済成長と雇用創出」を基軸とする戦略として、戦略目標（10年までに、3.0%の経済成長率、600万人の雇用創出、70%の雇用率）の達成を目指している。

2) 「フレキシキュリティ」は、デンマークの雇用制度を指して、90年代から使い始められた造語。同国はこれにより、失業を大幅に引き下げ、雇用市場の活性化に成功したとされ、欧州委員会はフレキシキュリティを「労働者の労働市場への適応能力を高めるとともに、企業の競争力を強化して景気の回復に備える最善の方策」として高く評価している。